



平成 27 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社エル・シー・エーホールディングス
代表者名 代表取締役 桑田 正明
(コード：4798 東証第二部)
問合せ先 取締役 CFO 藤井 隆徳
(TEL (IR専用)：03-3539-2587)

訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ

当社の子会社である株式会社インタープライズ・コンサルティングは、平成27年9月14日付「株式会社リブ・コンサルティング及び当社元取締役らに対する訴訟の判決に関するお知らせ」にてお知らせしておりました、株式会社リブ・コンサルティング及び当社元取締役らを被告とする訴訟の判決を不服として、東京高等裁判所に訴訟（控訴）を提起しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟（控訴）を提起した相手（被告）、訴訟の内容及び損害賠償請求額

①控訴人	株式会社インタープライズ・コンサルティング（以下「IPC社」といいます。） ・本店所在地 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 ・代表者氏名 代表取締役 藤井 隆徳
②被控訴人	(1)株式会社リブ・コンサルティング（以下「リブ社」といいます。） ・本店所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 ・代表者氏名 代表取締役 関 巖 (2)合同会社オートビジネス・コンサルティング（以下「オート社」といいます。） ・本店所在地 東京都千代田区九段南一丁目5番6号 ・代表者氏名 代表社員 田下 親男 (3)被告A氏 ・原告元代表取締役（平成25年1月解任） ・当社元代表取締役（平成24年8月に任期満了により代表退任） （平成25年3月に取締役を辞任） (4)被告B氏 ・原告元専務取締役（平成24年7月辞任） (5)被告C氏 ・原告元執行役員（平成24年8月退職）
③訴訟の内容及び 損害賠償請求金額	不法行為に基づく損害賠償請求事件 4億3,571万4,235円

2. 訴訟（控訴）の提起に至った経緯

平成 24 年 7 月 24 日	当時、I P C 社専務取締役であった B 氏がリブ社を設立。
平成 24 年 7 月 31 日	被告らが共謀し、I P C 社に粗利 95%相当額を対価として被告らに支払わせることを約した業務委託契約を締結。同時に強制執行認諾付公正証書を締結し、以後、同年 12 月まで複数回に亘り、同様の契約が締結される。同日、B 氏は I P C 取締役を辞任。
平成 24 年 8 月 6 日	当時、I P C 社執行役員であった C 氏がオート社を設立。
平成 24 年 8 月 20 日	C 氏及び主に自動車事業部に所属する従業員多数が I P C 社を退職し、オート社に移籍。
平成 24 年 9 月 1 日	C 氏がリブ社取締役に就任。同時に、オート社へ一時移籍した従業員も全員がリブ社へ移籍。
平成 24 年 11 月 20 日	主に韓国事業部に所属する従業員らが I P C 社を退職し、オート社に移籍。その後、全員が 12 月 1 日付でリブ社へ移籍。
平成 25 年 1 月 16 日	I P C 社が臨時株主総会を開催し、A 氏を取締役から解任した上で、笹部氏が同社代表取締役に就任。 同日、被告らとの間で締結されていた業務委託契約等の解除を通知。また、B 氏及び C 氏は、辞任又は退職後もリブ社従業員らと共に、I P C 社オフィスを賃貸利用していたが当該契約は解除し、両氏に退去を要請。(注)
平成 27 年 9 月 11 日	第一審判決で I P C 社の請求が棄却。

注) リブ社は、設立当社「バーチャルオフィス」を本店とし、実際の事務所は I P C 社オフィスを間借りしていたことから、I P C 社は平成 25 年 1 月 16 日付で B・C 両氏に対してオフィス退去を要請すると共に、当該賃貸借契約を解除いたしました。なお、両氏以外のリブ社従業員に対しては、その後 1 ヶ月に亘り、特例的に同社オフィスの継続使用を認めております。

3. 今後の見通し及び業績への影響

I P C 社は、控訴審においても、引き続き I P C 社の正当性を主張して参ります。なお、今後の訴訟展開によって、当社企業グループの業績予想に影響が生じる場合は、速やかにお知らせいたします。

以上